

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、志摩市国民健康保険税条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

志摩市国民健康保険税条例(平成16年志摩市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の志摩市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。